

令和3年度大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター 指定管理者評価項目・評価基準

※評価は、S～Cの4段階とし、Aを標準とする。

評価項目	評価基準
1 施設の設置目的及び管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営しているか。 (2) 指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や専門性・連携体制が確保された組織体制運営等を適正に行っているか。 (3) 関係法令を遵守しているか。 (4) 自主事業や専門機関等との連携（再委託）において、自主性を十分に発揮できる体制の確保だけでなく、センターとしての統一性の確保にも配慮しているか。
2 平等な利用を図るための具体的手法・効果	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っているか。
3 利用者に対するサービスの向上を図るための具体的手法・効果	<ul style="list-style-type: none"> (1) 利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが整備され、機能しているか。 (2) センターの会議室の利用承認等について、利用者の利便性の向上に配慮しているか。 (3) ITスキルを軸とした就労等支援について、OSやソフトウェア等のバージョンアップはもとより、企業との連携確保等にも配慮しているか。
4 利用者への安全配慮、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っているか。 (2) 感染症対策など利用者の安全対策は万全か。 (3) 緊急時の危機管理体制を整備しているか。 (4) 危機管理や個人情報保護等の対応について、運営事業体共通の体制やマニュアルの整備がなされているか。
5 府施策との整合	<ul style="list-style-type: none"> (1) 府施策の方向性を理解したものになっているか。 (2) 知的障がい者による清掃作業を実施しているか。 (3) 知的障がい者の現場就業について、提案どおりの雇用ができているか。 (4) 「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」第11条の2に規定する「障害者等の職場環境整備等支援組織」と連携して、当該雇用した知的障がい者の職場定着を図っているか。 (5) 環境問題に積極的に取り組んでいるか。
6 安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員体制は十分か。 (2) 職員の採用、確保の方策は適切か。 (3) 職員の指導育成や研修体制は十分か。
7 安定的な運営が可能となる財政的基盤	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法人の経営状況

◎ 評価の基準

- ① 項目（※）ごとの評価は、次の4段階評価とする。

S（計画、マニュアル等を上回る優良な実施状況）

A（計画、マニュアル等どおりの良好な実施状況）

B（計画、マニュアル等どおりではないが、ほぼ良好な実施状況）

C（改善を要する実施状況）

※評価する「項目」については1～7の大項目で評価すること。

カッコ書きの小項目単位ごとに評価し、それらを総合的に考慮の上、最終的には1～7の大項目単位でS～Cの評価すること。

- ② 年度評価は、次の4段階評価とする。

S（項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。）

A（項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない。）

B（S・A・C以外）

C（項目ごとの評価のうちCが2割以上。又は、Cが2割未満であっても、文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合）

- ③ 総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。

I（評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、BCがない。）

II（評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない。）

III（I・II・IV以外）

IV（評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。）

- ④ 総合評価がIVとなった場合には、次回の指定管理者選定時に「減点措置」を講じる。

減点措置として、次回の指定管理者選定時における当該事業者採点評価にかかる「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じることとする。

なお、減点措置の対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であったすべての法人等について個々に減点措置を適用する。

また、当該減点措置が適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、当該新グループに対して、同様に減点措置を適用する。